

令和8年度 柴平・八幡平発電所 水圧鉄管等調査 (3D スキャン) 業務委託
に係る企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県(以下「県」という。)が実施する「令和8年度 柴平・八幡平発電所 水圧鉄管等調査 (3D スキャン) 業務委託」(以下「本業務」という。)の委託候補者を選定するために必要な事項を定めたものである。

1 業務内容

- (1) 業務名 令和8年度 柴平・八幡平発電所 水圧鉄管等調査 (3D スキャン) 業務委託
- (2) 仕様等 資料2「特記仕様書(案)」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年2月10日(水)まで
- (4) 委託費上限 49,610,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 スケジュール

- (1) 企画提案競技実施要領等の公開 令和8年5月15日(金)
- (2) 実施要領等に関する質問の受付期限 令和8年5月22日(金) 午後5時まで
- (3) (2)の質問に対する回答期限 令和8年5月29日(金)
- (4) 企画提案書等の提出期限 令和8年6月8日(月) 午後5時まで
- (5) 審査委員会開催 令和8年6月中旬(予定)
- (6) 委託候補者選定の通知 令和8年6月中旬(予定)
- (7) 委託内容に関する協議・契約締結 令和8年7月上旬(予定)

3 参加資格

企画提案競技に参加できる者は、次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例(平成23年条例第29号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 参加申請書の提出日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動もしくは政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (6) 本業務を確実に遂行できる能力を有する者であること。

能力要件:

「3D スキャン技術の活用による水圧鉄管等の健全性評価に係る実証事業の成果(資料4)」における3D スキャン計測、点群データ処理及び変状の評価・検証業務について、① 遂行しうる高度かつ専門的技術力を有するとともに、② 過去にこの成果と同等の業務受注実績(下請等を含む。)を有する者であること、又は①及び②を有する者で構成された共同企業体であること。

4 共同企業体の取扱

共同企業体を組んで企画提案競技に参加する場合の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 共同企業体の構成員(代表者を含む)は、原則として2者又は3者とする。
- (2) 各構成員は対等の立場で、一体となって本業務を履行すること。

- (3) 本企画提案競技に共同企業体の構成員として参加する者は、単独又は他の共同企業体の構成員として、本企画提案競技に参加できない。
- (4) 共同企業体の名称（任意）、事務所所在地、代表者及び県が委託料を支払う際の振込口座等を定めること。

5 手続等に関する事項

(1) 説明会

本企画提案競技に関する説明会は開催しない。

(2) 質問の受付・回答

実施要領等に関する質問は、「実施要領等に関する質問票（様式1）」を提出すること。

① 受付期間

・令和8年5月18日（月）から5月22日（金）午後5時まで

② 提出方法

・電子メールにより、「11 提出書類・問合せ先」へ提出すること。

③ 回答方法

・令和8年5月29日（金）までに、「美の国あきたネット」に掲載する。

6 企画提案書等に関する事項

(1) 提出書類

ア) 参加申請書

① 参加資格を有していることを確認するため、次を作成・提出すること。

- ・企画提案競技 参加申請書（様式2）
- ・会社概要票（様式3）
- ・参加申請 受付票（様式4）

② 「会社概要票（様式3）」には、次を添付すること。

- ・定款
- ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書（過去3か月以内に発行されたもの））
- ・直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書のみ）
- ・会社の概要が分かるパンフレット等
- ・高度かつ専門的技術力を証する書類
- ・受注実績を証する書類（契約書やテクリスの検索結果等）

③ 共同企業体を組んで企画提案競技に参加する場合は、次によること。

- ・「共同企業体結成届（様式6）」及び「共同企業体協定書（様式7）」を提出すること。
- ・「企画提案競技 参加申請書（様式2）」及び「参加申請 受付票（様式4）」は、共同企業体の代表者が提出すること。
- ・「会社概要票（様式3）」は、全構成員について提出すること。

イ) 企画提案書

① 「企画提案書（様式5）」を提出すること。

② 本実施要領、「特記仕様書（案）（資料2）」及び「提案書の作成方法（資料3）」を十分に確認の上、提案書を作成すること。

③ 提案書の提出部数は、5部（正本：1部、副本：4部）とする。

④ 提出できる企画提案は、1案のみとする。

ウ) 見積書

① 企画提案の内容を実施するための費用を明らかにした見積書を1部提出すること。

② 経費見積金額の内訳を示すこと。

③ 消費税額及び地方消費税額の総額を明記すること。

④ 宛先は、「秋田県知事 鈴木健太」とすること。

エ) 賃金水準の向上に関する取組を評価する資料（※加点措置を希望する場合のみ）

① 給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率が一定割合以上の場合（令和7年・令和6年の比較で1.5%以上の増加）、審査において加点されます。加点措置を希望する場合は、下表の「区分」に対応する「提出資料」を提出すること。

※「役員を含める・含めない」「税務申告に基づき算出・秋田県内事業所を一つの事業者として算出」から決定いただくことになります。

※「秋田県内事業所を一つの事業者として算出」とは「秋田県内に所在する本店・支店の全てを合算して算出する」方法です。

区分		提出資料
(1)	役員及び従業員の給与等受給者 一人当たりの平均給与額の増加率 ※税務申告に基づく算出	給与所得の源泉徴収票等の法定 調書合計表 ※令和7年・令和6年分
(2)	役員を除く従業員の給与等受給者 一人当たりの平均給与額の増加率 ※税務申告に基づく算出	税理士又は公認会計士等の第三者による賃 上げ実績を確認できる書類 ※任意様式（「参考様式」あり）
(3)	役員及び従業員の給与等受給者 一人当たりの平均給与額の増加率 ※秋田県内事業所を一つの事業者として算出	税理士又は公認会計士等の第三者による賃 上げ実績を確認できる書類 ※任意様式（「参考様式」あり）
(4)	役員を除く従業員の給与等受給者 一人当たりの平均給与額の増加率 ※秋田県内事業所を一つの事業者として算出	税理士又は公認会計士等の第三者による賃 上げ実績を確認できる書類 ※任意様式（「参考様式」あり）

② 「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表を行っている場合、審査において加点されます。加点措置を希望する場合は、「パートナーシップ構築宣言」の写しを提出すること。

③ 提出部数は1部です。

オ) 女性の活躍推進に関する取組を評価する資料（※加点措置を希望する場合のみ）

① 下表の「区分」のいずれかに該当し、加点措置を希望する場合は、その区分に対応する「提出資料」を提出すること。

区分	提出資料
一般事業主行動計画の策定・届出 ※従業員数100人以下の企業	労働局の受付印が押印された一般事業主行 動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼし チャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、 くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞 ※「女性活躍・両立支援企業表彰」「女性の活躍推 進企業表彰」「子ども・子育て支援知事表彰」「男女 共同参画社会づくり表彰」	表彰状の写し（写真可）

② 提出部数：1部。

(2) 提出期限

令和8年6月8日（月）午後5時（必着）

(3) 提出方法

提出期限までに、次により「11 書類提出・問合せ先」に提出すること。

① 持参の場合

平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までの間に、持参すること。

② 郵送の場合

書留で郵送すること。

(4) その他留意事項

① 一度提出した企画提案書等は、差替や撤回できないものとする。

(5) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

① 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）

又は第95条（錯誤）に該当する提案

② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

③ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

7 委託候補者の選定

(1) 審査基準

「企画提案競技 審査要領（資料5）」に基づき審査する。なお、企画提案の実施に要する費用の総額が1（4）の委託費上限を上回る提案は、審査の対象としない。

(2) プレゼンテーション

原則としてプレゼンテーション審査は実施しない。ただし、県が必要と判断した場合はヒアリングを行うことがある。

(3) 審査委員会

提出された企画提案書等に基づき審査を行い、審査委員会で最も優れていると認められた者を委託候補者に選定する。なお、提案内容が業務の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査委員会が判断した場合、委託候補者を選定しないことがある。

(4) 審査結果

審査結果は、企画提案競技参加者全員に書面で通知する。また、審査結果を秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

(5) 不服申立て

選定の結果に関して不服がある場合は、上記通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29条）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面（任意様式）により申立てをすることができる。

8 契約に関する事項

(1) 契約締結

県と委託候補者で、企画提案内容について協議・調整の上、契約を締結する。なお、本業務は、経済産業省が所管する補助金に交付申請予定であり、交付決定後に締結するものとする。

(2) 契約保証金

委託候補者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第177条第1項の規定に基づき、県に対して委託金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付し、又はそれに代わる担保を提供する必要がある。

ただし、財務規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び

規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないことが認められる場合は免除するものとする。委託候補者が免除を希望する場合は、当該契約の契約書等必要な書類の写しを提出すること。

なお、委託候補者が納付した契約保証金は、財務規則第179条の規定に基づき、委託業務完了後に還付する。

(3) 選定の取消し等

委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会で次点となった者と協議等を行った上で、契約を締結する。

(4) 契約書

「契約書(案)」により、契約予定である。

(5) その他事項

本業務は、経済産業省が所管する補助金に交付申請予定である。この補助金に採択された場合、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者とは契約できない。

9 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された書類は返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (4) 参加者が本企画提案競技に要した費用は、参加者の負担とする。

11 書類提出・問合せ先

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎6階

秋田県産業労働部 企業業務課 企業施設チーム

電話：018-860-5074

メールアドレス：k-gyoumu@pref.akita.lg.jp